（参考）表３　試験マトリクス

		WLTP	
		基準排出ガス、R_{CDC}、R_{CDA}、E_{AC}	基準排出ガス
		充電消費試験	充電維持試験
電気式プラグインハイブリッド自動車	クラスa	低速フェーズ＋中速フェーズa＋高速フェーズa	低速フェーズ＋中速フェーズa＋高速フェーズa
	クラスb	低速フェーズ＋中速フェーズb＋高速フェーズb	低速フェーズ＋中速フェーズb＋高速フェーズb
電気式ハイブリッド自動車	クラスa	―	低速フェーズ＋中速フェーズa＋高速フェーズa
	クラスb	―	低速フェーズ＋中速フェーズb＋高速フェーズb

1.6.　手動変速機を備える電気式ハイブリッド自動車及び電気式プラグインハイブリッド自動車は、自動車製作者等及び変速装置製作者の定める方法に基づき走行すること。

2.　蓄電装置の準備

2.1.　電気式ハイブリッド自動車及び電気式プラグインハイブリッド自動車は試験を行う前に次に掲げる要件を満たすこと。

(a)　試験自動車は、蓄電装置を搭載した状態で300km以上走行させること。

(b)　蓄電装置の動作温度が周囲温度より高い場合は、自動車製作者等が定める手順に基づき蓄電装置の温度を通常の作動範囲内に維持すること。この場合において、蓄電装置の熱管理システムは無効化されていないこと、又は制限されていないことが実証されること。

3.　試験手順

3.1.　一般要件

3.1.1.　電気式プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車について、必要に応じ、次の要件を満たすこと。

3.1.1.1.　本別紙に特段の定めがない場合は、別紙６に規定する自動車の試験手順に基づき、試験自動車をコンディショニング及びソークすること。

3.1.1.2.　自動車が速度トレースに従うことができない場合にあっては、車速が所与の時点における規定速度に達するまで、最大利用可能出力で走行すること。この場合において、重量対出力の計算及び分類方法は、当該試験自動車には適用しない。

3.1.1.3.　通常使用時と同様の方法により試験自動車を始動させること。

3.1.1.4.　各試験サイクルにおいて、試験自動車の始動手順の開始前又は開始時に排出ガスのサンプリング及び電気測定を開始し、各試験サイクルの終了時に終了するものとする。

3.1.1.5.　内燃機関が燃料消費を開始した時点で、各WLTCフェーズについて排出ガスをサンプリングし、分析すること。

3.1.2.　別紙６の1.2.7.2.に規定する強制的冷却は、充電維持試験及びハイブリッド自動車の試験に限り行うことができる。

3.2.　電気式プラグインハイブリッド自動車

3.2.1.　1.5.1.に規定する走行サイクルにより、充電消費（CD）及び充電維持（CS）条件下で試験自動車を試験すること。

3.2.2.　次に掲げる試験手順により試験を行うこと。

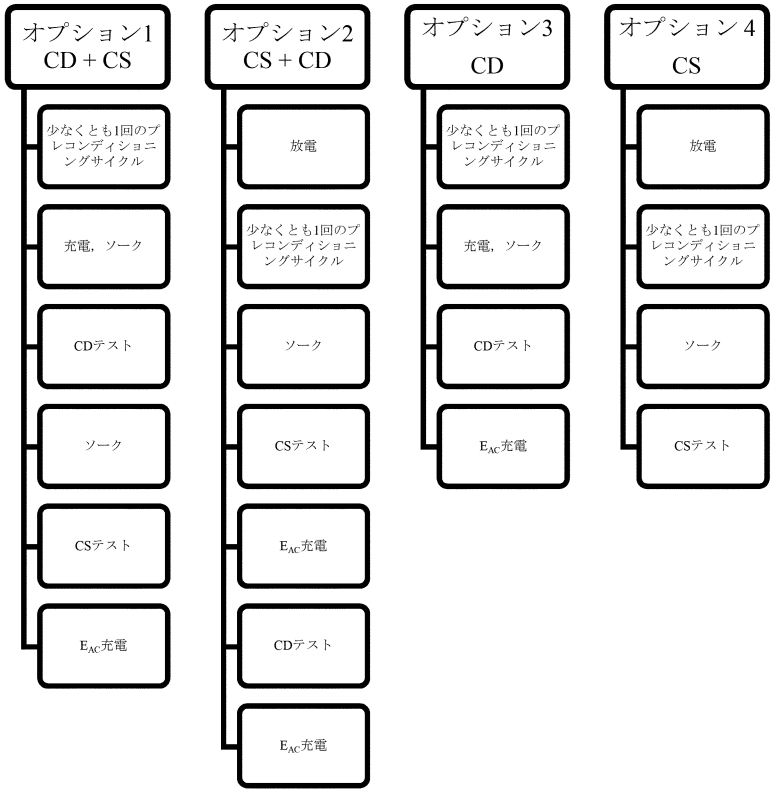
3.2.2.1.　オプション１：充電消費試験と後続の充電維持試験（CD＋CS試験）

3.2.2.2.　オプション２：充電維持試験と後続の充電消費試験（CS＋CD試験）

3.2.2.3.　オプション３：後続の充電維持試験の無い充電消費試験（CD試験）

3.2.2.4.　オプション４：後続の充電消費試験の無い充電維持試験（CS試験）

（参考図）電気式プラグインハイブリッド自動車の試験の場合に選択可能な試験手順



3.2.3.　運転者が選択可能な運転モードのスイッチは、試験条件に基づき設定すること。

3.2.4.　後続の充電維持（CS）試験の無い充電消費（CD）試験（オプション３）

3.2.4.1.　プレコンディショニング

付録３の2.2.に規定する手順に基づき試験自動車を準備すること。

3.2.4.2.　試験条件

3.2.4.2.1.　付録３の2.2.5.に規定する充電要件に基づき、蓄電装置が満充電状態で試験を行うこと。

3.2.4.2.2.　運転モードの選択

3.2.4.2.2.1.　適用WLTCを走行するときに、最も電気エネルギーを消費するモードにより充電消費試験を行うこと。ただし、試験自動車が速度トレースに従うことができない場合は、その他の推進装置を使用し、当該走行サイクルに従う走行を行うこと。

3.2.4.2.2.2.　運転者選択モードのうち、メンテナンスモード等の特殊な用途に使用されるモードについては、充電消費条件試験を行わないものとする。

3.2.4.3.　WLTC試験手順

3.2.4.3.1.　充電消費試験は複数の連続した走行サイクルにより行い、各走行サイクルを走行するごとに、充電維持動作が達成されるまで、最大30分間のソークを行うこと。

3.2.4.3.2.　各走行サイクル間のソーク中、キースイッチは「オフ」位置にあるものとし、蓄電装置を外部充電により再充電しないこと。ただし、各試験サイクルフェーズ間はRCB計測装置の電源を切らないこと。また、積算電流計測定を行う場合は、試験終了まで積算動作を継続すること。その後、要求される運転者選択の運転モードにより試験自動車を走行させること。

3.2.4.3.3.　別紙５の5.3.1.（5.3.1.2.を除く。）にかかわらず、充電消費試験の前後に分析計の補正及びゼロチェックを実施してもよい。